

# 日本中小企業研究における近年の二つの論点

— 「中小企業再編」論と「脱成長コミュニズム」論 —

大林 弘道

## Two Recent Issues in Japanese SMEs research — the “SMEs Reorganization” -theory and the “Degrowth Communism” -theory —

Hiromichi Obayashi  
Kanagawa University

---

**【Abstract】** The author has considered the trending decline in the number of SMEs in the Japanese economy over the past 30 years. The reason is because the existence of SMEs defines various socio-economic problems in Japan based on the “gap” - problem. When trying to analyze this subject further, the “SMEs Reorganization” - theory and the “Degrowth Communism” - theory, which have recently emerged, present issues that cannot be overlooked. The former insists on the exclusion and selection of SMEs in order to make them large enterprises, and the latter deals with serious problems (climate problems) but it assumes that large enterprises and SMEs are not yet separated. This paper considers the issues propounded from these theories and go back to the basics of SME research- “Small business economics” - and- “History of Japanese SMEs” -. Lastly the author attempt to determine an analytical angle on the today’s changes in the existence of SMEs.

---

**【キーワード】** 「中小企業再編」論、「脱成長コミュニズム」論、Small business economics、「日本中小工業史論」、再度の傾向的増加に転化する可能性

---

### 目 次

はじめに

1. 「中小企業再編」論
  - (1) 見解
  - (2) 問題点
2. 「脱成長コミュニズム」論
  - (1) 見解
  - (2) 問題点
3. 二つの論点についての基礎的検討
  - (1) “Small business economics”

## はじめに

筆者は、「コロナ危機」<sup>(1)</sup>に先立つ約30年間の日本経済における中小企業数の傾向的減少という事態に注目し、事態そのもの・背景・要因・影響・意義等について、大林弘道（2017、2018、2019）において考察をしてきた。それらの結果の概要を箇条書きにすれば以下のとおりである。すなわち、

(1) 中小企業数の傾向的減少とは、戦後日本における中小企業数の傾向的增加からの転化、すなわち、1980年代末を傾向的增加の頂点とするその後の傾向的減少であり、

(2) 同時に、(1)の過程は、近年に至るほど、小規模法人企業数の顕著な増大を伴い、また、

(3) (1)、(2)の背景には、戦後日本の経済成長の基盤となっていた産業・企業構造、すなわち、産業総体および各産業における大企業と中小企業の一体的な構造<sup>(2)</sup>の「解体」があり、

(4) (1)、(2)、(3)は、一方で、①「国民的経済力」（国民が自らの生活を営む根拠とする経済力および産業経済の基礎となる産業・企業のイノベーション能力）の後退と国民生活の多面的な困難とを招来するとともに、他方で、②日本経済の新たな産業・企業構造の創出の萌芽を形成しつつある、

ということであった。

ところが、現代日本の中小企業をめぐる上の(1)～(4)の過程は2020年初頭より「コロナ危機」の発生に直面することになった。筆者は、大林弘道（2020）において「コロナ危機」の初期状況を分析し、それが、上記の(1)を激化させ、(2)を鈍化させ、同時に、(4)の①を深刻化し、(4)の②の先行きを不透明にしている、と指摘した。

そして、筆者が、この「コロナ危機」の過程のその後を踏まえて、中小企業数の傾向的減少という事態の考察をさらに進展させようとしたとき、看過できない論点が近年急遽浮上してきていることを認識した。その一つは、「中小企業再編」論である。さらに、もう一つは「脱成長コミュニティ」論である。両論は、後述するように、社会科学的な見解としては真逆の立場にあり、また、それぞれの学術的基礎・水準も到底同列に置くことはできない。それゆえ、両論を併置することには、無謀あるいは奇異と思われるかもしれない。確かに、前者は直接的に中小企業および同政策に関わる論議であり、現に展開されようとする中小企業政策にも影響を与えつつある見解である。それに対して、後者はそれ自体としては中小企業研究ではないが、その見解は、

---

(1) 「コロナ危機」を「新型コロナウイルス感染の世界的拡大＝「パンデミック」に伴う公衆衛生上の緊急事態とそれに対する非薬学的政策（移動と接触の抑制）を基軸としつつ、薬学的政策（ワクチン接種と治療薬服用）を含む諸政策の実施に関連する産業経済上の緊急事態の総体」と定義する。

(2) 筆者は、戦後日本経済に固有の「大企業と中小企業の一体的な構造」をかつて「戦後中小企業構造」と名付けていた。それは、具体的には、「下請制」「流通系列化」「問屋制」「地場産業」「商店街」「中小企業金融機関」「中小企業団体」「中小企業政策」等々と呼ばれる企業間を中心とする長期継続的諸関係の総体を意味している。

むしろ深刻に受け止めるべき問題（気候問題）を中小企業研究に提起している。つまり、両者は、見解としての学術性とその水準は大きく異なるものの、共通して、冒頭に述べた筆者の現在の研究課題にとってのみならず、中小企業研究そのものの意義を改めて根底から問うものになっている。また、現実においても、両論とも中小企業に携わる人々に少なからぬ衝撃を与え、前者に対しては「怒り」を、後者に対しては「戸惑い」をもたらしている。

本稿は、上の両論それぞれを、冒頭に述べた現代日本の中小企業に関する課題の考察に対する、二つの別方向からの論点として受け止め、改めて中小企業研究の基礎的と考える立場、すなわち、後述する、“Small business economics”の見地、および、“日本中小企業史論”の見地に立ち返り、日本の中小企業の長期的存立傾向とそれが直面した「コロナ危機」下の中小企業問題を含む課題に取り組むための分析視角を確定しようとする準備作業である。そのため、諸見解への言及は、学術誌・学術書以外の多種・多岐の刊行物に及んでいることをご容赦願いたい。

## 1. 「中小企業再編」論

### (1) 見解

安倍（第二次）政権から菅政権への移行過程において俄かに報道され始めた、新たな中小企業政策としての「中小企業再編」論および「地方銀行再編」論は少なくない注目を引き起こしていた。この二つの再編論は、両者一体のものであると理解することが必要であるが、本稿では、前者の「中小企業再編」論を主として取り上げ、後者の「地方銀行再編」論については、金融経済固有の諸問題が存在するので、特段の言及は控えることにする。

「中小企業再編」論は、安倍（第二次）政権の末期から「与党の一部にある」と報道されてきた<sup>(3)</sup>。しかも、その「中小企業再編」論の出所が、デービッド・アトキンソンなる人物の“主張”に由来することが明らかになるとともに、同人は管政権成立以降の菅首相の「ブレイン」として内閣府の成長戦略会議の委員として登用され、そこでの議論に積極的に加わることに至った。また、その後、産業活動における「新陳代謝の促進」を中核とする「産業競争力強化法」の一部改正案が2021年6月9日までに衆参両院で可決成立し、同月16日に公布され、それを受けた形で2021年8月4日の中小企業庁の中小企業政策審議会は、「中小企業再編」政策<sup>(4)</sup>が、審議会の編成替え<sup>(5)</sup>をともしつつ、本格的に推進されることになった。しかしながら、このような

---

(3) 「与党の一部に中小企業減容認論がある」との報道（「日本経済新聞」2020年7月）に対して中小企業庁は否定していた（「中小企業家しんぶん」第1520号（2020年9月15日）が、菅政権は「中小企業の再編」を目指していると報道されていた（「日本経済新聞」2020年9月6日等）。

(4) 2021年6月11日～6月14日（書面審議）に開催された中小企業政策審議会（第33回）において新たな「産業競争力強化法」にともなう「政省令改正内容」が承認された。そこでの資料によると、「中小企業の足腰の強化」の名の下で「中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を育成するために」「規模拡大を通じた労働生産性の向上」が強調され、「中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援政策施策の対象拡大」が志向されている。このような政策の今後の展開については注視されなくてはならないし、改めての考察が必要である。

(5) 同審議会の体制について、「小規模企業基本政策小委員会」が廃止され、「基本問題小委員会」が「中小企業・小規模企業事業者政策基本問題小委員会」に改変されるとともに、中小企業経営支援分科会において、「官公需小委員会」「商業小委員会」が廃止された。

「中小企業再編」論が、同年9月の突然の菅政権の退陣とその後成立した岸田政権における中小企業政策によって、どのように取り組まれるのかは、現時点（2021年11月末日）では不明である。とはいえ、岸田政権の前二政権の政策継承問題とも関わり、また、後述するような日本の中小企業政策の歴史的な性格もあり、現実の中小企業政策と中小企業それ自体の実態に対して無視できない影響を与えるはずであると筆者は考えている。

では、「中小企業再編」論とは何か。それはいかなる中小企業政策で、どのような意味を持つのか。上述のように今後の政策的展開に注目しつつも、まずは同論の中身を検討しておくことが大切である。「中小企業再編」論の出所とされる著書は複数存在するが、ここでは「論」として最も「まとまり」を有すると考えられるアトキンソン（2020）を取り上げることにする。同書の全体の論旨は、論理展開と事実認識の双方の正確性・妥当性を無視すれば、単純明解であって、その「論旨」に忠実に従えば、以下のように少数の恒等式によって表示でき、同書の主張はそれらに基づくものであると言える。

さて、同書の主題は過去30年余りの日本経済の成長率の低迷の原因を突き止めることである。そのため、まず経済成長率が国内総生産（GDP）の増加率であると定義され、そのGDPは次のように分解される。

$$\text{GDP} = \frac{\text{GDP}}{\text{人口}} \times \text{人口} \quad (1)$$

$$= \text{生産性} \times \text{人口} \quad (2)$$

つまり、GDPは(1)式により生産性（＝「一人当たりGDP」）と人口によって決定されると考える。とはいえ、日本経済の場合、人口は減少傾向にあるから、GDPを増加させようとするなら、(2)式において生産性を上昇させなければならない。

ところで、この生産性は、

$$\text{生産性} = \frac{\text{GDP}}{\text{人口}} = \frac{\text{GDP}}{\text{労働者数}} \times \frac{\text{労働者数}}{\text{人口}} \quad (3)$$

$$= \text{労働生産性} \times \text{労働参加率} \quad (4)$$

(3)式のように書き直せるから、結局、(4)式によって生産性は労働生産性と労働参加率によって決まることになる。日本経済の場合、労働参加率は女性や高齢者の就業の増加によって上昇しているが、その上昇率は低下しているから、今後の「伸び代」はあまり大きくはないであろう。したがって、生産性の上昇は労働生産性の上昇にもっぱら依存することが理解される。それゆえ、労働生産性が注目されなければならないというわけである。このことを前提とし、労働生産性の担い手である企業を「企業一般」としないで、大企業と中小企業とに区分すると、GDP＝付加価値総額であるから、(5)式、(6)式を経てGDPは結局(7)式のようにになると結論されるのである。

GDP（付加価値総額）

$$= \text{大企業の付加価値総額} + \text{中小企業の付加価値総額} \quad (5)$$

$$= \text{大企業労働者数} \times \frac{\text{大企業の付加価値総額}}{\text{大企業労働者数}} + \text{中小企業労働者数} \times \frac{\text{中小企業の付加価値総額}}{\text{中小企業労働者数}} \quad (6)$$

$$= \text{大企業労働者数} \times \text{大企業の労働生産性} + \text{中小企業労働者数} \times \text{中小企業の労働生産性} \quad (7)$$

(7)式において、「規模の経済」ゆえに大企業の労働生産性>中小企業の労働生産性と考えるから、GDPを増大させようとするなら、大企業労働者数を増加させ、中小企業労働者数を減少させるが必要になる。それは、中小企業労働者を大企業労働者に移行させることである。これがアトキンソンの「成長理論」の核心であり、そこから彼の政策論が始まる。

つまり、彼の政策の目標は、中小企業の労働生産性を引き上げ、中小企業労働者を大企業労働者に移行することである。そのためには、「中小企業再編」の推進、すなわち、中小企業が経営努力によって自ら企業規模を増大させる、あるいは、中小企業の間でM&A等を促進して中小企業を合併・統合する、すなわち、「中小企業再編」の推進が必要になる。ところが、このような「中小企業再編」を拒む要因が日本には存在する。すなわち、中小企業政策の対象企業規模の規定および中小企業経営者の能力である。従来の中小企業政策における政策対象規定の企業規模が小さ過ぎる。そのため、労働生産性が低く企業規模の小さい中小企業を保護し、存続させる結果になった。そのことが最終的には日本経済の低成長をもたらしている。これこそが、同書が強調してやまない「産業構造の非効率」である。かくして、従来の中小企業政策こそが「産業構造の非効率」をもたらし、「諸悪の根源であるという結論は、長年の研究の結果、最近発見したもの」(アトキンソン(2020)、p.90)であり、この“仮説”を唱えている人を、寡聞にして知らず、「私のオリジナルの仮説」(同、p.89)だとまで宣言されるのである。

また、企業規模を拡大するためには、経営能力が必要である。しかし、「どの国でも優れた経営者になりうる人材は限られている。」(同、p.278)したがって、そもそも企業規模を拡大する経営能力を持っていない人に政策支援しても無駄なのである。要するに、「中小企業経営者=経営能力が低い」(同、p.277)のであり、言い換えれば「小規模事業者は邪魔な存在」(同、p.148)なのである。かくして、かかる推論の結論として、中小企業政策の対象として企業規模の上限を産業区分せずに一律に「従業員500人」にすべきである(同、p.336)と提言されるのである。

## (2) 問題点

まず、アトキンソン(2020)について、認識上の基本的態度を確認した上で、その見解の前提になっている問題点を指摘しておくことにする。

「日本経済は、他の先進国以上に経済原則どおりに動いていますし、日本の経営者も教科書どおりの経営を行っています。日本経済が特殊だと思っている人は、ただ単に勉強が足りないのではないか」(p.41)という認識が堅持されている。しかし、このような認識については、研究上におけるさまざまな立場からであっても、従来の研究を冷静に点検すれば、日本経済および日本の経営者に対するそのような評価は正鵠を得たものでないことは直ちに判明するであろう。上の認識は、大企業を中心に動く日本経済とその大企業の経営者の状況を都合よく解釈しているに過ぎないのであり、言い換えれば、大企業が体現する一般性のみを評価の対象としているのである。

以下では、同書における多数ある誤謬のうち少数のみを指摘しておくことにしよう。

第1に、過去30年ほどの期間、日本における中小企業数は傾向的に減少しているが、そのことは、一方でそれが中小企業労働者数の減少に寄与してきたかは明らかであり、他方で大企業労働者数は「非正規労働者」が中心とはいえ増加しているのであるから、彼の「理論」からすれば、

経済成長率の上昇の可能性があっても良いはずである。しかし、現実の日本経済は顕著な成長を果たせずに低迷している。その意味で、彼の「理論」自体は、事実に照らしても説得性を欠いている。つまり、理論的に、上記の(5)式は集計上あり得ても、それを(6)式や(7)式に変形し、中小企業の労働生産性の低位が成長率を低下させるという解釈を持ち込むことは正しくないのである。なぜなら、個別企業群の生産性を国民経済の生産性に直結することはできないし、個別企業の生産性と国民経済の生産性の間には各産業部門の生産性が介在し、論理的に国民経済の生産性に至るまでにはさまざまな与件や条件<sup>(6)</sup>が必要である。なおまた、「中小企業再編」が不十分であり、中小企業の競争・淘汰が必要であるという見解は従来から一部の経済学者から強調されてきたことの「二番煎じ」に過ぎないのである。

第2に、企業規模の範囲に基づく中小企業の定義について、「1964年体制」(同、p.313)などと呼んで、中小企業基本法の制定を非難しているが、中小企業の定義は日本の中小企業政策においては、1963年の中小企業基本法の制定以前から実施されていたことであり、しかも、その範囲の上限は、範囲の規定の変更の度に引き上げられてきたのである。したがって、上限の引き上げという提案も従来からの経緯の延長に過ぎないのである。

第3に、日本の中小企業政策を「手厚い保護政策」であると論難している。このような批判も流布された批判<sup>(7)</sup>である。中小企業の存在の大きさに対する予算額が少ないことは周知のことである。予算を当初予算額と補正予算額の合計としても決して多いとは言えない。その場合の補正予算はこれまた周知のことであるが、中小企業が経済的「ショック」や「自然災害」などの困難に直面して初めて措置される予算にすぎず、決して恒常的予算措置ではないのである。さらに、中小企業政策は予算項目が極めて多く「総花」(重点的ではなく、関係するもの全体に少しずつ行き渡らせる意味)的性格も今も健在であって、それは「手厚い保護政策」になり得ないという性質をむしろ示している。

このような中小企業政策は中小企業を「後ろ向きの政策」と見なし有効性を疑問視する傾向を生み、逆に、大企業の技術開発などを中心とした本来は自主的であるべき経営努力に対する莫大な予算の投入を「前向きの政策」と評して促進する傾向を生む背景となっているのである。

以上のような誤った認識の基盤を指摘しなくてはならないが、本稿のような小論においてはそれらを区々にまたは個々に取り上げることはできないので、以下では少数の事例のみを指摘して

---

(6) 榎井誠(2021)は次のように言う。「伝統的なマクロ経済モデルでは、代表的個人を仮定し、同質家計と同質企業を出発点とすることが多かった。代表的個人は強い仮定ではある。しかしマクロ経済は、ミクロ異質性を捨象してすら十分に複雑であるので、代表的個人モデルは今でも現役である。」(p.29)しかしながら、「大企業と小企業、富裕・中間・貧困層の行動差異を無造作に捨象することは、全く当を得ない分析に導きかねない。」(p.29)ただし、「…この30年ほど、企業や家計レベルの詳細なデータが整備され、先進国を中心に研究に利用することが可能になってきた。そのため、企業と家計の異質性をそのまま取り込めるマクロモデルの構築が急速に進んでいる。」(p.29)ここでは、「マクロ経済モデル」の構築のかかる“急速な進展”を追跡し、検証することはできないが、家計と企業の「同質性」の採用に対するマクロ経済学の再検討が課題とされていることを確認すれば十分である。

(7) そのような批判が現在なお見られることは驚きである。たとえば、「科学的根拠に基づく政策形成」を論じながら、「中小企業に対する手厚い保護」が無条件に強調(山口慎太郎(2021))されたり、後述する外国誌に日本人研究者からの投稿(たとえば、Tsuruta(2020))があったりする。これらの見解は別途検討すべきであると考えられる。

おこう。たとえば、①日本の「産業構造の非効率」を生み出したのは、「国の政策」(同、p.4)であり、それゆえ、「政策によって生まれた歪み」(同、p.9)は「政策によって是正する」(同、p.4)ができるとしている。しかし、産業構造を政策だけで決定すると考えることはできない。②「中小企業再編」論の核心である企業規模の拡大について、企業規模の拡大→生産性の拡大→競争上の優位→より大きい規模の企業の存続・拡大およびより小さい規模の企業の退場、という「論理」を「理論」としている。しかし、「企業規模」に関するこのような「理論」は、客観的には、戦前来の「マルクス批判家」による「マルクスの公式的見解」＝「集中の法則」と言われてきた見解<sup>(8)</sup>に過ぎない。それを、「自由競争」経済から現代資本主義経済に至るまでの理論として全面的に一方向的に通用させることはできない。③中小企業の賃金が大企業に比較して低くする賃金低下圧力に対しては、「monopsony (買い手独占)」論 (pp.215-256) が用意されている。すなわち、資本家と労働者との関係性を労働力の売買をめぐる資本家側の「買い手独占」のみによって説明している。しかし、「買い手独占」は労資関係だけに限定されないし、物品・サービス市場においても「買い手独占」は存在する。つまり、賃金問題を中小企業と中小企業労働者の間の関係のみに限定することはできないし、また、それに対する多様な市場間の「買い手独占」の影響が無視されている。

ところで、上に言及してきたアトキンソン (2020) は日本の中小企業を論じながら、日本における中小企業の実態および政策に関する研究についてはほぼ無視されており、その点、「私のオリジナルの仮説」に相応しく、彼の既刊書については多くの誤謬や問題が既に指摘されている<sup>(9)</sup>。

しかしながら、なぜ以上のような誤謬に満ちた見解が政策に採用されようとしているのであろうか。筆者は、その理由のひとつを、上述してきた「理論」が大企業利害に現実的根拠を持っているからであると考えている。すなわち、「中小企業再編」論から導かれる政策上の結論として、中小企業政策の対象範囲を大幅に拡大し、事実上の政策対象を「中堅企業」<sup>(10)</sup>に焦点を当てようとすることは、「中堅企業」の利害に対して政策上で拘泥することが、今日の大企業の利害に連関しているからである。というのは、従来、日本の経済・産業を牽引してきた大企業は、現在、一方でグローバル企業を目指しつつあるが、他方で多様・多数の企業を配下にもつ新たな企業集団となってきており、大企業は、持株会社<sup>(11)</sup>を中核に大企業・「中堅企業」集団化しつつある。それゆえ、産業政策の下で大企業支援を確保するとともに、企業集団内の「中堅企業」群に対して中小企業政策という政策的担保を確保しようとしているのである。ここに中小企業政策の

(8) 「マルクスの集中の法則」は、中小企業の消滅を予言するばかりで、その存立を説明できないと批判する一方、他方で同法則の誤謬ないしは貫徹の未達の実証例として、中小企業の存立を個別事例的に取り上げ、「マルクスの理論」の「誤謬」を「証明」したとする主張である。この「集中の法則」の正確な理解は、既に、半世紀以上前に、北原勇 (1957) によって基本的に克服されており、中小企業研究者によるその後の理論的な彫琢は顕著ではないものの、日本の中小企業研究においては共通認識として定着しているのである。

(9) 批判的検討が港徹雄 (2021)、渡辺俊三 (2021) によって行われている。それぞれの立場から、中小企業研究の基本的な観点に立って検討が行われている。それぞれの検討において述べられている見解のすべてに筆者は同意するわけではないが、検討の労には敬意を表したい。

(10) 「中堅企業」という用語についても注意が必要である。かつて、企業規模上、巨大企業と中小企業との間に位置し、「市場独占的でない大企業」が「中堅企業」と呼ばれていたことがある。それゆえ、中小企業研究者であれば、用語それ自体からはそのような企業を想像するであろう。しかし、当時も今日も「市場独占的でない大企業」を想定することは困難である。

中堅企業政策への転換の現実的根拠がある。また、企業規模拡大による中小企業の「中堅企業」化は、M&Aを通じて、「M&A サービス産業」の支援をも前提にしているとも言えるのである。

さらに、もう一つの理由として、戦後の中小企業政策の歴史的根拠が存在するのである。すなわち、残念ながら、中小企業政策の戦後のそれぞれの時期には、特定の人物の見解が、それぞれの学術・学識の水準における高低を含むが、政権と政策当局によって採用され、大小の影響を与えながら中小企業政策が常に幾許かの振幅を持ちつつ動揺を続けてきた歴史がある。すなわち、ここでは詳細は省略するが、それぞれの当該時期においては、著名であり、周知であったように、「二重構造」論に基づく「中小企業近代化政策」が有沢広巳によって、業界統制論に根差す「反競争政策」が鮎川義一によって、「物的生産性」論を超克しようとする「知識集約化政策」が天谷直弘によって、専ら「ベンチャー企業」に依拠する中小企業の「競争政策」が清成忠男によって、そして、今般の「中小企業再編政策」がデービッド・アトキンソンによってのごときである。もちろん、主管である政策当局＝中小企業庁は、それぞれの論者の見解を全面的に採用するようなことは決してしてこなかったが、当該時点での主要で中心的な政策として採用してきた経過が、戦後中小企業政策の残念な歴史的展開なのである。そうであるからこそ、21世紀に入り、そのような中小企業政策の動揺に対して、中小企業政策の基本的立場を樹立し獲得するために、中小企業憲章制定運動や地域経済振興運動が本格的に開始され、現在、中小企業憲章や地域中小企業振興基本条例の制定と推進となって実現してきている。しかしながら、「中小企業再編」論の導入のように今日においてなお、中小企業政策の恣意性・動揺性は依然として解消されていないと言わなければならない。

したがって、反対に、大企業を対象としてきた産業政策は、「傾斜生産方式」「日米経済協力」「合理化」「近代化」等々の標語を通じて「国際競争力強化」を政策上の主軸として、断固一貫として大企業の利害に基づいて形成され、運営され、推進されてきたのである。その意味で、日本における大企業を対象とする産業政策の動揺性は、ほとんどないのである。また、産業政策と中小企業政策の行政組織的担保の相違も経済産業省とその外局としての中小企業庁との関係によって明らかなのである。だから、現在の「中小企業再編」論の推進は政策史上もっとも明白に中小企業政策の大企業支援策への転換を象徴しているのである。言い換えれば、日本の中小企業にとっては、現在「コロナ危機」における実態上・政策上の危機と並ぶ中小企業政策上の危機を迎えているのである。

## 2. 「脱成長コミュニズム」

### (1) 見解

現在、「気候変動危機」に対する世界各国の人々の関心・注目が強まっている。政府も大企業

---

(11) 日本では、1997年に独占禁止法の改正によって、純粋持株会社が解禁された。法人企業統計（財務省）によれば、2020年度4772社となっている。また、日本の持株会社を考察した下谷正弘（2020）によれば、2018年末までに「上場企業の約15%が持株会社への移行を経験してきた」（同、p.198）が、「持株会社の採用は大企業の範囲だけにとどまらない。それは新興市場に属する企業にまで広がってきた…。」（同、p.198）さらに、「持株会社体制に移行した企業は、事業構成や事業所数を変動させて活発な事業再編を行なっている…。」（同、p.200）



も、そして中小企業も無視できない段階に至っており、さまざまな取り組みが本格的に開始されようとしている。そのような「気候変動危機」をどのように理解し、いかなる確信のもとに行動すべきかと言うことは、政府、企業のみならず、世界の人々の喫緊の課題になっている。そうした状況の中で、斎藤幸平（2020）は最も今日的で、最も刺激的な著作物として急速な社会的浸透を実現している。それは、異例のベストセラー書であるばかりか、多様なメディアでの普及も近年稀に見るものがある。しかしながら、同書が含意している内容を中小企業研究への問題提起として受け止めるべきという問題意識は一般読者にも研究者にもほとんど形成されていない<sup>(12)</sup>と言える。そのような状況が妥当であるとは筆者は考えていない。

斎藤幸平（2020）の見解は確かに経済思想家からの見解として打ち出されているが、本稿の課題からも決して見逃し得ない論点が提起されている。このような問題意識は、中小企業研究者のみならず、経済研究の多分野の研究者にも奇異に感じられるかもしれないが、実は同書に限る論点ではなく、多くの経済学研究分野に共通する論点でもある。

また、同書は「新書」という書物としては軽装の書であるが、著者のそれまでの、斎藤幸平（2019）等の深い学術的研究成果の、また現在も旺盛に発表される論稿の基盤にある研究上の画期的な到達点を示しているのである。すなわち、

「誰も、「脱成長コミュニズム」というところまでは踏み込めなかった。『大洪水の前に』（斎藤幸平（2019）を指す一引用者）も、やはり持続可能な経済成長を追求する「エコ社会主義」をマルクスの思想として指摘する段階で止まっていた。実際、英語版のタイトルは、まさに『カール・マルクスのエコ社会主義』である。」（斎藤（2019）、p.199、以下同様）

したがって、同書は学術書を元にした単なる啓蒙書ではなく、その主張は著者の研究の現在の到達点を示しているのである。そこで、まず、そのような到達点を取って同書より要約すれば、以下のような2点となる。

第1点は、今日の「気候変動危機」は、時間的猶予を許さない地球的危機であり、その危機をもたらしたのは資本主義であり、そのような危機は、資本主義を前提にした解決策では無効であるばかりか有害ですらあるということである。なぜなら、「以前の状態に戻れなくなる地点（ポイント・オブ・ノーリターン）はもうすぐそこに迫っている」（同、p.19）のであり、「人間を資本蓄積のための道具として扱う資本主義は、自然もまた単なる掠奪の対象とみなす」（同、p.32）からだ。したがって、今まで以上の経済成長を継続してしまっは、「資本主義が崩壊するより前に、地球が人類の住めない場所になっている」（同、p.51）という可能性もあるのだ。

それゆえ、第2点は、このような「気候変動危機」に対して、著者は資本主義を前提にした解決策が無効ならば、いかなる解決策がありうるのかという問題を提起していることである。著者は、まず経済成長志向からの脱出としての「脱成長」を目指さなければならないとする。そし

(12) 少ない例外の一つとして、2021年8月24日（水）のNHK「おはよう日本」は、横浜市に本社を置く株式会社大川印刷（大川哲郎社長、資本金2千万円、従業員数41名）の従来のSDGsへの取り組みとそれに対する斎藤幸平（2020）が与えた衝撃および同社の対応を伝えていた。このような事例は全国の中小企業において見られると推測される。

て、この「脱成長」と資本主義は両立しないならば、あるいは、「脱成長」を目指すために資本主義を維持することはできないとするならば、その時の唯一の解決策こそが、「脱成長コミュニティ」だと言うのである。

つまり、「資本主義の本質的特徴を維持したまま、…、「脱成長」・「定常型経済」へ移行することはできない。」(同、p.136)そして、「脱成長を擁護したいなら、資本主義との折衷案では足りず、もっと困難な理論的・実践的課題に取り組まねばならない。歴史の分岐点においては、資本主義そのものに毅然とした態度で挑むべきなのである。」(同、p.137)すなわち、「労働を抜本的に変革し、搾取と支配の階級的対立を乗り越え、自由、平等で、公正かつ持続可能な社会を打ち立てる。これこそが、新世代の脱成長論である。」(同、p.137)

では、このよう「資本主義」を前提にしない「脱成長論」はいかに可能か。「近年進むマルクス再解釈の鍵になる概念のひとつが、〈コモン〉、あるいは〈共〉と呼ばれる考えだ。〈コモン〉とは、社会的に人々に共有され、管理されるべき富のことを指す。」(同、p.141)そして、「〈コモン〉は、アメリカ型新自由主義とソ連国有化の両方に対峙する「第三の道」を切り拓く鍵だと言っていい。つまり、市場原理主義のように、あらゆるものを商品化するのではなく、かといって、ソ連型社会主義のようにあらゆるものの国有化を目指すでもない。第三の道としての〈コモン〉は、水や電力、住居、医療、教育といったものを公共財として、自分たちで民主主義的に管理することを目指す。」(同、p.141)したがって、「「持続可能性」と「社会的平等」…の密接な関係こそが、共同体が資本主義に抗し、コミュニズムを打ち立てることを可能にするのではなか。マルクスはこの可能性を強く意識するようになっていく。」(同、p.184)

## (2) 問題点

以上の2点の到達点のうち、より重要な問題点と考えるのは、筆者にとっては第2点である。とはいえ、筆者は、本稿の冒頭で述べた関心から、それらの2点に共通する疑問を提起せざるを得ないのである。すなわち、著者は、「気象変動危機」の問題それ自体とその解決策について、一貫として資本主義一般、資本一般、企業一般からの観点においてのみ議論している。言い換えれば、マルクスが研究対象にした時代の資本主義と現代の資本主義が区別されておらず、また、経済主体としての大資本と小資本、大企業と小企業とが区別されていない。したがって、そうした資本、企業を取り上げるに当たっては何らの区分は必要ない、もしくは逆にそうした未区分の観点を採用しても構わないとするならば、その理由の説明が必要であると筆者は考える。しかし、著者はそのことを明確には説明していない、しかも、議論の上での譬えや例証は、現代資本主義にのみ、また、大企業にのみ通用する事例が頻出しているのである。理論的な文脈に限っても、たとえば、「犠牲が増えるほど、大企業の収益は上がる。これが資本の論理である。」(同、p.30)あるいは「外部化や転嫁の余地が急速に萎んでいる。」(同、p.52)と言うような文章が登場する。これらの文章の現実的基礎は現代資本主義、今日の大企業である。

また、同様の意味で、「希少性」の論理も微妙である。「資本主義こそが希少性を生み出すシステム」(同、p.231)という場合、いわゆる「恐慌論」などで展開される資本主義一般における「希少性」<sup>(13)</sup>と今日的な「ブランド化」における希少性(たとえば、「ブランド化は、「相対的希少性」を作り出す。」(同、p.256)、「相対的希少性は終わりなき競争を生む」(同、p.256)、「満たされない」という希少性の感覚こそ、資本主義の原動力なのである。」(同、p.257))とは決し

て同じではないであろう。前者は、資本主義一般の「希少性」であり、後者は、現代資本主義のそれであると考えなければならない。

もちろん、著者は上のような資本主義、資本、企業についての論理上の未区分を正しい論理的手続きと考え、敢えてそうしているのである。なぜなら、「気候変動危機」は産業革命以来の現象<sup>(14)</sup>であるから、あるいは、現代の資本主義の基礎は資本主義一般であり、今日の大企業は企業一般からの発展形態であるからである。

しかしながら、資本主義一般と現代の資本主義を区分することなく議論することが正しいとするためには、次のような見解のいずれかの観点の採用が必要である。すなわち、①現代の資本主義の諸現象はすべて資本主義一般の論理の現れである（いわゆる「原理主義」）、②現代の資本主義の諸問題の解決のためには改良主義は一切無用である（いわゆる「革命主義」）、③現代の資本主義は資本主義一般に後戻りしている（いわゆる「逆流論」）、等々である。

本稿では、上の①、②、③の見解について個々に方法論的・経済学史的検討を行わないが、冒頭で述べた本稿の課題との関係に限定しても、以下の諸論点が強調されなければならない。

すなわち、①現代の資本主義の諸問題を考察するためには、大資本と中小資本を徹底的に区分することが不可欠である。大資本である市場独占の大企業は経済において主導性の確保を目的・目標としており、大資本とそれ以外の中小資本との行動原理を同一視することはできない。労資関係も大資本と中小資本とを資本としての同一にもしくは両者並列的に把握することはできない。②①を前提とするならば、総体としての今日の資本主義の動態は資本主義一般のそれとは、恐慌・産業循環および資本蓄積の様相も大きく変容しており、長期的諸傾向も異なる。③以上の資本主義一般とは構造と動態を異にする現代の資本主義の内部においては、たとえば、「コミュニズム」の担い手である「アソシエーション」の代表例とされる「ワーカーズコープ（労働者協同組合）」と中小企業・自営業との間は断絶的でなく、連続的な存在であり、共通性をも増大させている。④資本一般が今日の資本主義では実態を失っていることにより、労働者一般も実態的ではなく、資本の複雑な構成に伴う労働者の複雑な構成を出現させている。⑤以上の諸点を考慮に入れられないために、「帝国的生活様式」の問題性についても一面的理解も免れない事態が生じてしまっている。すなわち、「グローバル・ノース」と「グローバル・サウス」の関係において、特に前者「グローバル・ノース」内部における諸階級の間における矛盾が軽視され、その結果、むしろ上の両者の間の矛盾が十分に把握されなくなる。それゆえに、「ノース」と「サウス」の両者の間における階級的な連帯の期待も遠くであろう。したがって、「帝国的生活様式」の克服の可能性をむしろ「帝国」における諸階級間の「協調」行動を強めることに期待するという結果にならざるを得なくなる。

だから逆に、著者が「なぜコミュニズムなのか。…野蛮状態を避けようとするなら、コミュニ

---

(13) たとえば、「労働者の消費が狭隘な枠に制限されているもって全般的過剰生産恐慌が生じるというところには、生産の拡大・生産力の向上が、労働者の消費の充実のためではなく、もっぱら資本の利潤追求のみを目的として遂行される資本制的生産の矛盾が暴露されていると言わねばならない。」（井村喜代子（1973）、p.1）

(14) たとえば、p.25の図4における人類の諸経済活動の「産業革命」以降の漸増的傾向と第2次世界大戦以降のその「大加速」との違い、また「冷戦体制崩壊後」のその強化との違いをどのような考えるべきなのであろうか。

ティの自治と相互扶助の能力が必要となるからである。」(同、p.286)あるいは、「生活に必要なものを、自分たちで確保し、配分する民主的方法を生み出さなくてはならない。だからこそ、来るべき危機に備えて、平時の段階から自治と相互扶助の能力を育ておく必要がある。」(同、p.286)等々と強調するとき、中小資本や自営業、総じて中小企業の役割が、理論的にも実践的にも、「自治と相互扶助」の担い手として登場せざるを得ないのである。

加えて、「脱成長・コミュニズム」の現実的実践例として「合理的でエコロジカルな都市改革の動きが、地方自治体に芽生えつつある」(同、p.328)として「バルセロナの試み」(同、p.328)が紹介されている。そこでは確かに「ワーカーズ・コープの伝統」(同、p.334)があるとされているが、多くの市民の結集の基盤には、中小企業・自営業およびそれらの協同組合が存在しているはずである。

確かに、斎藤幸平(2020)における諸見解・諸見識の多くは、中小企業にとっても有意義であり、有効であると筆者は考えている。しかし、中小企業経営者・自営業者・中小企業労働者にとっては理論的・実践的に上述のような難点があり、同書からは慎重に教訓を汲み取らなくてはならない。すなわち、中小企業経営者・自営業者・中小企業労働者は、「気候変動危機」をはじめとする環境問題に対して、資本としての、あるいは資本になるうる可能性としての、また、彼らのもとで働く労働者として、自らの位置付けに対しては、躊躇することなく、真剣に取り組み、生産・経営活動との緊張をこそ持続させるべきだということである。

### 3. 二つの論点に関する基礎的検討

以上に考察してきたアトキンソン(2020)と斎藤(2020)とは、繰り返すように、それら二者の間には、立場・思想においてまったく別物であるとともに、学術的レベル・その学問的視野において隔絶的差異がある。とはいえ、前者は意図して、後者は意図せず、現代日本の中小企業の存在そのものに関わる重大な問題提起となっていると、筆者は考えるのである。すなわち、前者は中小企業の存在とその意義を抹消することによって、後者は中小企業の存在に注意を払わないことによって、現代の資本主義の課題の中心に位置する《経済成長》の問題を、それぞれ「中小企業再編」、「脱成長コミュニズム」によって解決が可能であるかのように把握としているからである。

このような中小企業をめぐる研究課題が提起されている状況は、冒頭で述べた筆者の近年の課題においてのみならず、そもそも中小企業研究のすべての立場において再考されなければならない論点である。とはいえ、本稿では、専ら冒頭で述べた問題への分析視角・方法的基礎を求めて、以下では、現代の資本主義における中小企業研究の展開の一つとして米国における“Small business economics”と、もう一つとして日本において忘れられたかのような中小企業研究の意義を考察する「日本中小工業史論」を取り上げることとする。そうすることによって、自ずと、上述した二つの論点への解答となっていることが確認されよう。

#### (1) “Small business economics”

米国では、1980年代の前後、中小企業研究誌の創刊が相次いだ。それらの研究誌には、米国において伝統的な中小企業経営に関する研究を基本とするものが多かったのは当然であるが、ここで注目したいのは、“Small business economics”(以下、SBEと略称)と題する研究誌が1989年

に創刊されたことである。

「SBEは少なくとも二つの理由によって必要」(Brock and Evans (1989)、p. 8)とされたのである。すなわち、SBEの「第1の存在すべき理由は、現代の経済における中小企業領域の研究について満たされていない間隙があるということである。」(同、p. 8)そして、「SBEの第2の存在すべき理由はこのような専門性(労働、金融、産業組織等の個別的研究を指す—引用者)がそれらの規模に関係する規則性を収集し、総合し、探求するのを助けるということである。」(同、p. 8)このような必要性を強調する背景には、米国経済における1970年代以降におけるsmall business数の傾向的減少から傾向的增加への転化とその傾向的增加の継続<sup>(15)</sup>がある。そして、特に米国で注目された現象は、その創業による雇用者の創出が大企業のそれを凌駕したという見解をめぐる論争<sup>(16)</sup>の発生とその論争を通じたその見解の後年の普及・浸透<sup>(17)</sup>がある。

ところで、上記誌の創刊号の二つの論文、すなわち、Acs and Audretsch (1989)、Brock and Evans (1989)は、それまでに各分野で研究されてきていたsmall businessの経済学的研究を整理し、その意義を総括している。

いま、後者のみ、その目次(訳は筆者、以下同様)を紹介すれば、以下のとおりである。

## 概要

### I. 序

### II. アメリカのSmall business

Small business セクターの寸描

Small business の長期的変化

### III. 市場経済におけるSmall businessの役割

### IV. Small businessの規則性(regularities)と経済理論に対する含意

企業成長と破綻

賃金と労働(job)の安定性

イノベーション

金融的諸特徴

### V. Small business economicsの政策への適用

Small businessと労働(job)市場

Small businessとマクロ経済政策

Small businessと規制政策

### VI. 要約

---

(15) 単なる新規small businessの量的拡大だけでなく、“GAFA”のような急成長の新規企業の出現も含まれる。もちろん、“GAFA”の意義、問題性については別途考察されなければならない。

(16) よく知られているように、Birch, D. (1979)の問題提起をめぐる論争である。

(17) 筆者が、2010年に米国中小企業政策の調査のために、調査団の一員として米国中小企業庁(Small Business Administration, SBA)を訪問した時に、同庁の若い職員たちは、企業に対する国民の関心において大企業から中小企業に“mind shift”が起こっていることを強調していた。なお、SBAは大統領府の機関であり、日本のように経済産業省の外局としての中小企業庁ではない。

米国の中小企業研究は、もっぱら経営上の諸問題を極めて具体的な事例に落とし込み、それを深く詮索し、検討することだという印象が持たれていたから、一瞥して、上記の目次における研究の視野の広さは、注目に値するであろう。

この研究誌におけるその後の研究の展開がどのように推移したかについて、Baker and Kumar and Pandey (2021) は、計量文献学的分析 (bibliometric analysis) を使って同誌の回顧的検証を実施し、SBE がいかに発展し展開したかを示すことによって、SBE の30周年を祝ったのであった。その検証結果について、同論文の abstract の一部を引用して紹介に代えよう。

「検証結果は、SBE が年毎に刊行された論文と引用の数それぞれによって測られた生産性と評判を増大させてきたということを示している。多くの SBE への投稿論文 (共著論文を含む) は米国と欧州の著者によるものである。論文の文献計量学的連結 (bibliographic coupling) は、主な領域が起業家活動<sup>(18)</sup> (entrepreneurship)、自己雇用企業 (self-employment)、経営革新 (innovation)、中小企業融資 (financing small firms) であることを明らかにしている。その他の論題は、中小企業の経済への影響 (the impact of small firms on the economy)、技術 (technology)、雇用 (employment)、産業構造 (industrial structure)、起業家に影響を与える要因 (factors affecting entrepreneurs) である。SBE の共著者たちのネットワークは諸大陸に及びながら大きく拡大している。」(Baker and Kumar and Pandey (2021), p.487)

筆者の冒頭で述べた関心、上述の二つの論点との関連、および、Baker and Kumar and Pandey (2021) の分析結果から、SBE における注目すべき研究の展開方向に若干の言及をしておきたい。その展開方向の探索として、次の3論文を取り上げることは決して的外れではないであろう。すなわち、Wennekers and Thurik (1999)、Stel and Carree and Thurik (2005)、Acs and Audretsch and Lehmann and Licht (2016)、である。

これらの論文は、もちろんそれぞれの研究課題についての先行研究の詳細な総括を行った上で、論議を展開している。ここではそれらの内容、意義について区々に紹介することはできないが、以下で上記3論文に見られる研究の発展方向とその我々にとっての意義を整理しておきたい。

第1は、SBE の創刊以来、確かに、起業家行動 (entrepreneurship)、経営革新 (innovation) が中心的課題として個々に取り上げられてきた。また、中小企業融資 (financing small firms) のような古典的課題も依然として注目されている。さらに、意外と思われそうであるが、自己雇用企業 (self-employment) の研究が主要論題の一つになっていることも興味深いことであろう。そうした中で、注目すべきことは、上記の3論文が、いずれも entrepreneurship、entrepreneurial activity (以下、両者をまとめて A とする) の economic growth、national economic growth、national systems (以下、三者をまとめて B とする) への影響、関連を強調し、しかも、economic growth に関する一般的な理論に対する関心から、national economic growth、national systems などの national に、さらに、economic growth から systems に関心が展開していることである。このような研究状況を軽々に評価することができないが、各国における中小企業

---

(18) entrepreneurship という用語は、現在は訳語を当てることなく、「アントレプレナーシップ」とされることが多くなっているが、従来は「企業家精神」と訳される場合が多かった。「企業家」と「起業家」は語源的には同義と考えられるが、現在は、創業者を意味することを強調する場合は後者を採用するようである。また、「-ship」の意味はそもそも多義的であるが、本稿では、entrepreneurship を「起業家活動」と訳することとする。

に関連させて国民経済、各国資本主義の発展・構造の問題が浮上していることを示唆していると筆者には思われる。

第2に、それぞれの論文において、上記のAのBに対する影響、役割が考察の中心になっているとはいえ、BのAに対する反作用（feedback）も指摘されており、その検討は少ないものの、その意義は強調されている。このような結果、small business に関する考察は、一方で“膨らみ”や“奥行き”が大きいものになっているとともに、他方で非常に幅広い学問分野を含むものになっている。経済学、経営学、経済史から文化の分野までを取り入れることに至っている。

以上の研究動向は、日本における中小企業研究<sup>(19)</sup>が、いわば、上記のBからAに移行し、集中しつつある現状からすれば、彼我の相違に驚嘆せざるを得ない。

とはいえ、米国における経済学の定義が伝統的な認識の範囲に限定されており、現実分析に当たって誠実に取り組めば取り組むほど、経済学に他の社会科学・人文科学の知見が追加されざるを得ないという傾向が改めて認識されるべきであろう。また、3論文とも、それぞれに今後の「実証研究」を期待する立場から、専ら「計量経済学的研究」の方向を想定しているため、勢い結論がそうした研究に便宜を図る意味で、図式的・図解的になる傾向があり、各論文の課題の構造的な理解に限界をもたらしていると思われる。したがって、分析視角・理論的研究・守備一貫性のある論理構造が確保された「実証研究」の方法、「計量経済学的方法」の採用の適切性も改めて再検討されるべきである。

さらにまた、上述のSMEの研究動向を踏まえるとき、実態と政策を含むSmall business 自体の歴史的研究<sup>(20)</sup>に対する言及がないのが残念である。また、研究成果の範囲が米国に限定されていたため、関係が深い英国の研究<sup>(21)</sup>に対して言及がないことにも同様な評価をしなければならない。

## (2) 「日本中小工業史論」による確認

日本の中小企業研究は、確かに日本の経済学研究の主要な位置にあったことがなかったが、大多数の経済学者からの関心と言及は、積極的にあるいは消極的にせよ、肯定的にあるいは否定的にせよ、常に存在したと言ってよい。そして、中小企業研究自体も、その先駆的研究も、日本の「明治維新」以降の近代化の過程とともに取り込まれ、歩んできたのである。それゆえ、日本の中小企業研究の特徴について、尾城太郎丸（1970）<sup>(22)</sup>は、次のような特徴を指摘していた。

(19) 渡辺俊三（2008）における指摘は現在なお有効である。また、関智宏（2020）も検討されたい。

(20) たとえば、Blackford, M. G.（2003）は、歴史学においてもBig businessへの関心が高かったことを指摘しつつも、従来からのSmall businessについての研究を紹介している。あるいは、Jonathan, Bean J.（1996）は、1936年から1961年までのSmall businessに対する連邦政府の政策史を考察している。

(21) たとえば、Bannock, Graham（2005）は英国における1970年代史における「英国における中小企業のそれまでの後退とその後の興隆（The fall and rise of small firms in Britain）」（pp.28-31）を指摘している。“small firm”という用語は、“establishment”および“enterprise”の統計に基づいており、両者を合わせた意味を持たせている。

(22) 同書は「わが国中小工業の発達とその問題性の歴史的推移の過程を日本資本主義の戦前期（明治維新より第二次世界大戦終了まで）について考察し、現状分析の対象たる戦後中小工業問題に至るまでの歴史的・必然的な道筋を明らかにすることを意図したもの」（尾城太郎丸（1970）、p.1）である。なお、戦前来、中小企業研究は、中小工業、中小商業、中小金融の3分野として研究されていた。

「わが国の中小工業（問題）研究においては、現状分析論といえども、問題の本質ないしその経済構造的特質を論ずる限り、問題の歴史的根拠に触れないものは殆どなく、また、最初から中小工業の歴史的研究を目的として、産業史あるいは政策史的な形で問題の追求が行われているものも、今日では少なからず見受けられる。」（尾城太郎丸（1970）、p.1）

とはいえ、「日本資本主義の発達史的研究と現状分析的研究との関係」（同、p.3）、その「両者の研究上の分業が、それらを内的に結びつける統一的・整合的な理論的関連づけの欠如、把握対象における全体性・一貫性の喪失、問題意識の分断と乖離等から生じている…。」（同、p.3）「この歴史的研究と現状分析論との乖離ということの一つの典型」（同、p.3）として、日本の中小企業問題の分析を挙げるのである。そして、1960年代から1970年代における当時の新しいとされた研究が、「資本＝賃労働の構造を中心とした現代の独占資本主義一般のメカニズム、とりわけ、資本蓄積＝集積・集中運動の機能的分析等が意識的に行われるようになり、研究領域としても、独占支配体制論にとどまらず、産業組織論ないし市場構造論、独占価格論、さらには労働経済論等々、多面的な分野に拡大されるに至っている。」（同、p.4）状況に対して、二つの問題を提出した。

「第一には、日本の中小企業問題の独自性についての認識の問題である。すなわち、上述の観点からすれば、現代の独占資本主義の構造一般から導き出された資本＝賃労働の理論をもって、日本の中小企業問題の現実形態が分析されるところから、独占資本段階に至ってはじめて当該問題を発現せしめる歴史的必然性、問題の今日的状態を結実せしめた日本資本主義の、戦前・戦後を通じての歴史的構造の変動過程が、主として、独占理論の次元に還元されて把握されざるを得ない。ここから、日本の問題と欧米先進諸国のそれとの差異が、いきおい、程度の問題、量的なものとして理解される傾向を生むことになり、その差異の質的なる所以を、日本資本主義の、独自の歴史的法則性に基づいて、明確に説明し得ない、という限界が見られるのである。」（p.5）

「第二には、以上に関連して、日本資本主義の歴史的・社会的構造から切り離された独占資本主義、あるいは、戦後のいわゆる現代資本主義の一面的理解、さらには、経済構造の発展段階的認識における具体性の欠如、という問題がある。これは、先の観点に立つ見解が、自らの論理を展開するための歴史的条件として、独占・帝国主義段階以前の問題に触れる場合に、とくに明確な形をとるのであるが、そこでは、例えば、現段階の分析として、高次の発展段階や形態のみに通用する概念や理論を、より低次の段階に遡及して適用し、独占以前の段階の問題を、独占段階への予定されたプロセスの一部として理解し、それらを独占段階の問題に擬制化して類推する、というような、歴史学研究の立場から許されない発想方式が、しばしば行われるようになる。」（p.5）

以上の尾城太郎丸（1970）における見解は、現時点では、その言語表現によって、今日的でないとの印象を与えるかもしれない。また、「独占資本主義」一般、「現代資本主義」一般を理論的



基盤とする研究への批判を含意したものであったのであるが、そのことは、学派を超えて、一般的理論を直ちに現状に適用する現状分析的研究の限界を指摘するものとして今日とりわけ有効である。つまり、尾城太郎丸（1970）が、“中小工業論史”ではなく、あえて、“中小工業史論”と題した意図も汲み取るべきである。抽象から具体までのどのような論理的段階にせよ、そこにある種ままとまった「理論」的見解が述べられるとき、その現実的基礎との関係が探索されなければならないということである。その意味で、尾城太郎丸（1970）の研究の進行と並行して発刊された尾城太郎丸（1963）における「中小企業問題認識の国際的・歴史的・構造的視角」が参照されなければならないであろう。

以上から、“Small business economics”と「中小工業史論」とに見られる米国・日本の中小企業研究の展開経路が、中小企業の構造的性（system）と国民経済性（national）の一体化としての歴史性（historical）に向かうべきことを提起していることが理解されるのである。

言い換えれば、中小企業研究に対する近年の2つの論点が既述のように、①しばしば学術的に欠陥がある見解が容易に政府の見解となり、政策に反映してしまい、現実の中小企業の存在に重大な損害を与えかねないこと、②重要な問題を扱いながら中小企業の存在を想定していないために、重要な欠落が生まれてしまうこと、という結果になる状況を踏まえるならば、筆者が冒頭で述べた研究課題も、上の提起に基づき改めて設定し直されなければならないであろう。

## おわりに

筆者における冒頭の課題に今後どのような分析視角をもって取り組むべきであろうか。なお進行中の「コロナ危機」下の状況を踏まえ、その上で現代日本の中小企業数の傾向的減少という事態の経済的意義を深化させようとするならば、核心的論点は、中小企業の構造的性と国民経済性を踏まえた歴史的観点から、中小企業数の傾向の再転化、すなわち、米国・欧州におけるような、傾向的增加から傾向的減少への転化を逆転させ、再度の傾向的增加に転化する可能性があるのかどうか、あるいは、いかなる可能性があるのかを検証することになるであろう。そして、その分析を通して、日本経済の成長の行方・あり方を、政策・変革をも含んで、問うものでなくてはならない、ということである。そうだとするならば、そのような再転化が可能となり、現実のものとなる時、それは、日本経済に一種の「脱成長」の性格を与えるであろうし、また、それを「コミュニティ」と名づけることはできないとしても、「新たな経済社会」の創成を促進するものになるであろう。筆者は今後かかる課題に取り組む予定である。

### ●参考文献

- デービッド・アトキンソン（2020）『日本企業の勝算 人材確保×生産性×企業成長』、東洋経済新報社  
井村喜代子（1973）『恐慌・産業循環の理論』、有斐閣  
大林弘道（2017）「中小企業数の傾向的減少と「国民的経済力」の後退」、『名城論叢』、第17巻第3号、pp.1-21  
———（2018a）「中小企業の廃業問題と「国民的経済力」の再建」、『経済』、第270号、pp.135-145  
———（2018b）「廃業増加と小規模法人企業の増大」、『企業環境研究年報』、第23号、pp.1-20  
———（2019）「第Ⅱ期小規模企業振興計画」と小規模政策の課題、『中小商工業研究』、第141号、pp.24-33  
———（2020）「日本における「コロナ危機」と中小企業の存立」、『企業環境研究年報』、第25号、

pp.21-42

尾城太郎丸 (1963)「中小企業問題認識の国際的・歴史的・構造的視角」『三田学会雑誌』、第56巻第5号、pp.42-52

—— (1970)『日本中小工業史論』、日本評論社

—— (1976)「日本経済の構造変化と中小企業」(巽信晴・佐藤芳雄編『中小企業論を学ぶ』、有斐閣、pp.90-100)

北原勇 (1957)「資本の集積・集中と分裂・分散：中小工業論序説」『三田学会雑誌』第50巻第7号、pp.63-78

—— (1977)『独占資本主義の理論』有斐閣

後藤康雄 (2014)『中小企業のマクロパフォーマンス 日本経済への寄与度を解明する』、日本経済新聞社

—— (2021)「経済の新陳代謝どう進める<sup>④</sup> 中小企業の一律保護を見直せ」『日本経済新聞』、2021年5月14日

斎藤幸平 (2019)『大洪水の前に—マルクスと惑星の物質代謝』、堀之内出版

—— (2020)『人新世の「資本論」』、集英社(新書1035A)、371

下谷正弘 (2020)「持株会社は何をもたらしたのか—解禁20年後の景色—」(下谷政弘・川本真哉編『日本の持株会社 解禁20年後の景色』、有斐閣、終章所収、pp.197-209)

関智宏 (2020)「研究ノート 日本における中小企業研究の40年—『日本中小企業学会論集』に掲載された論考のタイトルの傾向分析」『同志社商学』、第72巻第1号、pp.117-136

楢井誠 (2021)「経済学におけるミクロとマクロ」『数学セミナー』、第60巻第8号(通巻718号)、pp.26-31

港徹雄 (2021)「中小企業は経済成長の足かせか?—アトキンソン「説」の考察—」『商工金融』、2021年1月号、pp.7-17

渡辺俊三 (2008)「中小企業研究の成果と課題」『名城論叢』、第8巻第4号、pp.121-141

—— (2021)「中小企業は多すぎるのか、生産性格差を解消するために何が必要か」(連載第1回～第11回)『中小企業家しんぶん』、第1528、1529、1530、1532、1535、1537、1538、1540、1541、1542、1544各号

Acs, Zoltan J. and David B. Audretsch (1989), "Editor' Introduction", *Small Business Economics*, 1(1) pp.1-5

Acs, Zoltan J. and David B. Audretsch, Erik E. Lehmann, Georg Licht (2016), "National systems of entrepreneurship", *Small Business Economics* 46(4), pp.527-55

Baker, H. Kent and Satish Kumar and Nitesh Pandey (2021), "Thirty years of Small Business Economics: A bibliometric overview", *Small Business Economics* 56(1), pp.527-535

Bannock, Graham (2005), "The Economics and Management of Small Business An international perspective", Routledge

Birch, D. (1979), "The Job Generation Process", M.I.T.

Blackford, M.G. (2003), "A history of small business in America", The University of North Carolina Press

Brand, Ulrich and Markus Wissen (2017), "Imperiale Lebensweise Zur Ausbeutung von Mensch und Natur im globalen Kapitalismus", Oekom verlag (中村健吾・斎藤幸平監訳 (2021)『地球を壊す暮らし方 帝国型生活様式と新たな搾取』、岩波書店)

Brock, William A. and David S. Evans (1989), "Small Business Economics", *Small Business Economics* 1(1), pp. 7-20

Jonathan, Bean J. (1996), "Beyond the broker state: federal policies toward small business", The University of North Carolina Press

Stel, Andre van and Martin Carree, and Roy Thurik (2005), "The Effect of Entrepreneurial Activity on National Economic Growth", *Small Business Economics* 24(3), pp.311-321

Tsuruta, Daisuke (2020), "SME policies as a barrier to growth of SMEs", *Small Business Economics* 54(4), pp.1067-1106

Wennekers, Sander and Roy Thurik (1999), "Linking Entrepreneurship and Economic Growth", *Small Business Economics* 13(1), pp.27-55

#### 資料

内閣官房 成長戦略会議 開催状況

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/kaisai.html>)

中小企業庁 中小企業政策審議会 第33回

報告事項 (資料5-1 中政審の旧体制図・資料5-2 中政審の新体制図)

(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/2021/download/210611HS05-1.pdf>)

(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/2021/download/210611HS05-2.pdf>)

同上 配布資料 (資料2 事務局説明資料)

(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/2021/download/210611HS02.pdf>)

(脱稿後、武田晴人編『高成長期日本の産業発展』東京大学出版会の刊行を見た。通常の「産業」と銘打つ研究書が大企業の間みの攻防ないしは興亡に終始するのに対して、本書は、産業研究を掲げつつ、多くの章で大企業とともに中小企業を取り上げ、分析されており、その意味で、かねてから要望されていた画期的な研究書である。多くの中小企業研究者によって検討されることを期待したい。また、本稿が主張した「中小企業の構造的性と国民経済性を踏まえた歴史的観点」の研究の立場において、同書から学ぶべきことの多いことを改めて確認した。)